

高等学校教員のための資料

一人一人の可能性を引き出す 『特別支援教育』

改正学校教育法等により、平成19年4月1日から特別支援教育が制度としてスタートしました。特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など、すべての学校において適切な教育を通じて一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うものです。

特別な教育的支援を必要とする生徒は、どの高等学校にも在籍していると捉え、すべての教員が関わるという意識が必要です。

特別な教育的支援を必要とする生徒は、貴方の学級にもいます

支援者は関わる教師すべて

障害の理解

発達障害を含む様々な障害のある生徒の行動の特性の理解が大切です。

- ・生徒の抱える困難さや困り感への気づき
- ・二次障害についての理解

個に応じた指導

一人一人の教育的ニーズに応じた個別的な支援を行い、自己肯定感を高めていくことが大切です。

- ・実態の把握
- ・自立と社会参加に向けた支援
- ・メンタルサポートの実施

校内支援体制

全校で取り組むという視点が大切です。

- ・学級担任、教科担当等による支援
- ・特別支援教育コーディネーターとの連携による支援
- ・校内委員会による話し合い

保護者・地域・関係機関との連携

障害のある生徒に対しては

- 「障害があるから○○である。障害があるから仕方がない。」という断定的・否定的な見方をしないようにしましょう。
- 「困った生徒」ではなく、「困っている生徒」です。困っているのは、生徒自身だということを忘れないでください。
- 見方を変えることが大切です。「できない」ではなく「教え方を工夫すればできる」というように、考え方や見方の転換が必要です。



高等学校における特別支援教育体制の推進について（通知）

- ・特別支援教育に関する校内委員会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの指名
- ・関係機関との連携
- ・教職員への理解啓発及び専門性の向上
- ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成（必要に応じて）

障害の理解

「発達障害」とは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって症状が通常、低年齢において発現するものをいいます。

高等学校にも多くの発達障害のある生徒が在籍しています。発達障害は、目に見える行動から判断して、意欲や態度、性格の問題として誤解されてしまうことがあります。適切な支援を行うために、障害の正しい理解が必要です。

学習成果が上がらない生徒

教科間にムラがある

学習したことが
持続しない

例えば…

- 数学の計算は比較的得意であるが、漢字は苦手である。
- ノートをとることは苦手である。
- 音読の際に、語句や行を抜かして読んでしまう。
- 作文を書くのが苦手である。
- 教科によって、取組状況や学習成果の差が大きい。
- グラフのよみとり、作図が苦手である。
- 聞くと理解できるが、読んで理解することは難しい。

LD

二次的に派生する「非・反社会的行動」などにつながっていくことも懸念されます。

発達障害に起因した二次障害の状態

- ・非行 ・暴力 ・反抗
- ・無気力 ・引きこもり
- ・不登校 ・かん黙
- ・授業妨害 など



自信喪失、不安、劣等感、あせり、対人関係の苦手意識、学習意欲の低下。
どうしてよいか分からない。
本当は助けてほしい。

生活全般で落ち着きのなさが目立つ生徒

落ち着かない

よく動く

うっかりミス

例えば…

- 常に体のどこかを触っていたり、身体をさかんに揺らしたりしている。
- 授業中、周囲を頻繁に見ていて落ち着きがない。
- 作業を最後までやりとげたり、計画的に準備したりすることが苦手である。
- 集中力が続かない。
- 連絡事項を集中して聞くことが難しい。
- 机の引き出しやロッカーの整理整頓ができない。
- プリント等の紛失、忘れ物が多い。

ADHD

ここがポイント！！（支援に当たって）

生徒の困っている状態を理解し、高校生として生活年齢を考慮しながら、必要と思われる支援を行うことが大切です。生徒自身が支援を必要と感じることが大事です。支援のおしつけは、逆に生徒の自尊心を傷つけ、反抗する結果になります。

また、対人関係のトラブル等から、いじめが発生しているケースもありますので、注意が必要です。

対人関係で課題のある生徒

自分のペース

他の生徒と
関わらない

こだわり

例えば…

- 学級の他の生徒との関わりが少ない。
- 学級や部活動の仲間となじめず、孤立しがちである。
- その場の状況や相手に構わず、一方的に話すことがある。
- 急な予定変更には不快感を示す。
- 冗談や比喻などの理解が難しく、言葉どおりに受け取る。
- 文化祭等の学校行事の準備で学級の活動に参加できない。
- 特定のものや事柄にこだわりがある。
- 場面の状況把握がうまくできず、場にそぐわない発言や行動をしてしまう。
- 成績はよい。

高機能自閉症・アスペルガー症候群

ここがポイント！！（障害の診断と支援）

生徒の様子はあくまで、傾向として記載したものです。これに当てはまるからといって、発達障害であると断定することはできません。障害の診断は医療機関が行います。また、無理な受診の薦めも禁物です。

診断がないから支援をしなくてよいというわけではありません。生徒の学習、生活上の困難さや困り感に気付き、適切な支援を行い、充実した高校生活の実現を図ることが重要です。

◇発達障害及び他の障害についての詳しい情報は

<http://www.ice.or.jp/~tokubetu/>（県総合教育センター特別支援教育部）

<http://www.nise.go.jp/portal/elearn/index.html>（国立特別支援教育総合研究所）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm（文部科学省）

個に応じた指導

支援に当たっては、生徒指導（生活指導）、学習指導、進路指導を関連させて支援の方策を検討します。その際、大事な視点として以下のことが挙げられます。

生徒指導（生活指導）について

学習面・生活面・対人関係面に現れた困難さの背景を分析することが必要です。障害の特性から状況を分析するだけでなく、環境的な要因との関係も併せて検討し、整理することが必要です。

また、本人の特性について、長所も含めて本人と話し合い、正しい自己理解を支援していくことも重要です。

学習指導について

本人の情報処理能力の特性（視覚優位・聴覚優位）を理解し、授業中の情報の提示の工夫をしたり、可能な限り、学習集団や学習の形態、補完する内容等を工夫したりすることが大切です。

進路指導について

進路決定について、本人の希望を確認することが必要です。進路の可能性（方向性）について、イメージしていない（できていない）生徒にとっては、より早い段階から、進路に関しての具体的な情報提供や体験的な活動を行っておくことが大事です。個別の相談に応じ、見通しを持てるようにきめ細かな支援を継続していくことが大切です。

・ 自己理解
・ 自己肯定感

支援例

Q: 集団の中で指示が理解できない生徒に対して

A: 「何回言えば分かるんだ!」と頭ごなしに叱るのは禁物です。指示はできるだけ「ゆっくり・はっきり・簡単」にします。全体で話す際に、周囲には気づかれないように配慮しながら生徒の近くで話すことや、全体の指示の後に、そっと指示を繰り返すことも一つの方法です。言葉での指示だけでなく、視覚的に分かりやすい工夫も大切です。

Q: 学習に集中できない生徒に対して

A: すでに学習意欲を失っている可能性があります。また、授業開始時は意欲があっても、情報が多すぎて、途中から整理ができなくなってしまう場合があります。簡潔にはっきりとした指示、ヒントや手がかりを適時出すこと、こまめに肯定的な評価をして、意欲が持続するようにすることも大切です。また、机の周辺の余計な物はできるだけしまうなどして、過度な刺激がないようにすることも大切です。教科によっても集中の度合いが異なるかもしれません。他の教科等の情報も収集するとともに、集中しにくい原因を本人と一緒に考えてみることも大切です。

Q: 板書を書き写すことが難しい生徒に対して

A: 聞きながら書くなど同時に行うことが難しかったり、不器用で、速く正確に書き写すことが難しかったりする場合があります。板書はできるだけ整理し、最小限にして、それ以外の事柄はプリントで渡すことも考えられます。時間内に書き写すことが難しい生徒には、板書計画（案）をコピーして渡したり、黒板をデジタルカメラ等で写してそのデータを活用したりする方法も考えられます。

Q: 予定の変更ができずに混乱する生徒に対して

A: 急な予定変更は、混乱する場合があります。直前の変更はできるだけ避け、可能な限り事前に伝えておくようにします。その場で伝える場合は、変更する内容を具体的に板書やメモで示すようにし、できるだけパニックの状況をつくらないことが重要です。もし、パニック状態になったら、まずは静かに問いかけて、理由を確認することが大事です。無理に制止することはパニックをおおるので、（危険のない限り）少し落ち着くのを待ち、妥協点を見いだすようにします。

Q: 対人関係がうまくつれない生徒に対して

A: 対人関係に苦手意識があったり、場面に応じた適切な言葉遣いが分からなかったりする（自分自身はこれでよいと思っている）場合があります。不適切な場面で指摘するよりも、機会を作って具体的な話し方を伝えておく方が効果的です。また、その場でアドバイスする場合は、否定的な言い方ではなく本人が受け止めやすい伝え方をするなど、教師が適切な接し方のモデルを示していくことが大切です。

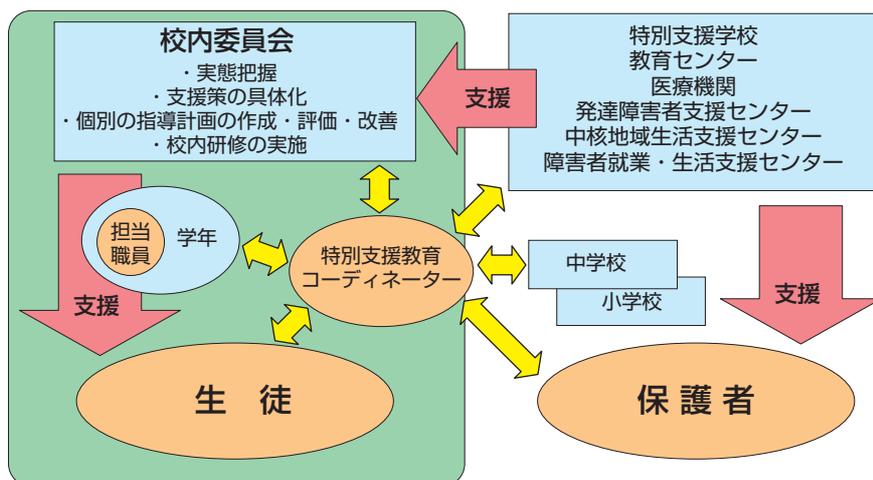
Q: 自信が持てず、将来の目標が持てない生徒へ

A: 進路指導では、将来に対して、口頭での説明だけでなく、より具体的な資料（パンフレット等）を提示し、本人に進路先が具体的にイメージできるようにすることが大切です。また、複数の進路先を提示し、自己決定させることも考えられます。進路について希望が決定したら、その達成のためにできるだけ具体的なスケジュール（いつまでに何を）を一緒に立てることが必要です。

特別支援教育は、一人一人を大切に作る教育です。特別支援教育を推進することは、他の生徒の指導にも活きる、ユニバーサルな支援につながっていきます。

校内支援体制

特別支援教育の推進には、学校全体での組織的な対応とネットワークの構築が重要です。発達障害は周囲から分かりにくい障害です。気になる生徒がいた場合に、その原因や背景を含めて、正しく実態を把握する必要があります。学習以外にも生徒指導面での課題を抱えている場合も多く、学級担任だけでなく、関わる職員が情報を共有し、適切な実態把握と具体的な支援内容・方法を学校全体で組織的に検討することが大切です。また、保護者や出身中学校、医療機関、福祉機関や地域の特別支援学校、教育センター等との連携を図り、必要に応じて支援・助言を受けることが大切です。



校内委員会

<機能>

- ①生徒の実態把握や支援策の検討。(ケース会議)
- ②支援の具体的な役割分担の検討、共通理解。
- ③特別支援教育推進に係る全体計画、研修の企画運営等。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー、学級担任等
(※校内委員会の構成は、ねらいとする機能や各学校の実態によって異なります。)

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、校内の職員や校外の関係機関等との連絡調整、生徒、保護者の相談窓口の役割を担うとともに、悩みを抱える学級担任の相談相手となることが大切です。コーディネーターは必要に応じて校内委員会の開催に係る調整を行います。

気になったら、まずコーディネーターに相談しましょう！！

相談したいとき・詳しい情報が知りたいとき

① まずは最寄りの特別支援学校に

- (最寄りの) 特別支援学校

各校の特別支援教育コーディネーターや教育相談窓口まで御連絡ください。

② 事例の相談に関することは

稲毛庁舎

- 県総合教育センター特別支援教育部

043-207-6023

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の発達、教育上の悩み等の相談

- 子どもと親のサポートセンター

043-207-6028

不登校・いじめ等に関する相談

③ その他の相談先

- 千葉県発達障害者支援センター (CAS) 043-227-8557

CAS東葛飾 (分室) 04-7165-2515

- 県教育委員会 <http://www.pref.chiba.jp/kyouiku/zigyau/tokubetu/toptokusi.htm>

※各特別支援学校のホームページにリンク出来ます。

※「小・中学校における個別の教育支援計画作成の手引き」も参考にしてください。

- 県総合教育センター特別支援教育部 <http://www.ice.or.jp/~tokubetu/>

- 子どもと親のサポートセンター <http://sc1.ice.or.jp/support/>